

【 参 考 資 料 】

1. 公共下水道使用料の見直しについて

以下の理由から、平均 3.3%の改定が適当と決定した。

○厳しい地域経済や消費税の引上げが見込まれる中、負担増には特段の配慮が必要である。

○使用料でまかなうべき経費に対して収入が不足している現況では、市費による補填の抑制、使用者の応分負担の観点から、使用料の見直しを段階的に行うことが必要である。

【主な内容】

○使用料体系の改定は、基本使用料部分に限定

水量が多い使用者の負担に配慮し、超過使用料を据置きとした。

○改定後の使用料（2 箇月分）の引き上げ額を 316 円とした。

◆これまでの改定状況（平均改定率）

平成 6 年度	平成 9 年度	平成 15 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	今回の答申
20.4%	10.0%	28.7%	14.6%	5.8%	3.3%

◆改定後の使用料（2 か月分の税込み金額）

使用水量	現行	改定後	引上額	引上率
20 m ³ まで	2,414 円	2,730 円	316 円	13.1%
30 m ³	4,199 円	4,515 円	316 円	7.5%
40 m ³	5,984 円	6,300 円	316 円	5.3%
50 m ³	8,000 円	8,316 円	316 円	4.0%
60 m ³	10,016 円	10,332 円	316 円	3.2%
80 m ³	14,048 円	14,364 円	316 円	2.2%
100 m ³	18,080 円	18,396 円	316 円	1.7%
200 m ³	44,015 円	44,331 円	316 円	0.7%
500 m ³	135,365 円	135,681 円	316 円	0.2%
1,000 m ³	287,615 円	287,931 円	316 円	0.1%
2,000 m ³	604,715 円	605,031 円	316 円	0.1%

2. 製造業支援のための減免制度について

大口事業所の下水道接続促進による公共用水域の水質向上と有収水量確保、市の基幹産業である水産業の支援、企業誘致の条件整備、昭和町との格差の解消などを目的とした製造業に対する減免制度の創設は適当である。

3. 補足事項について

下水道使用者の不公平感をできるだけ解消するために、水洗化率の向上や徴収率の改善などの経営改善に努めるべきである。